

# 訓民正音解例本の言語関連名称\*

장윤희張允熙Jang Yunheuiチャン・ユンヒ(인하대仁荷大Inha-daeインハ大)

【訳者注】ハングルの次に付けられたローマ字は訳者によって付けられた転字である（現代語は韓国文教部旧方式による）。また固有語には訳者による日本語訳を<　>の中に付す。訳者の付した「現」は中期語に対応する現代語を示す。

## 1. 緒論

『訓民正音』解例本（以下解例本）は国語学の最も基本的な古典であり、その解説書や注釈書の数が決して少ないと言えないほどであるにもかかわらず、文面の正確な解釈は依然として現在進行形であると言える。안병희安秉禧An Byeongheuiアン・ビヨンヒ（2007）等に収録された一連の解例本についての研究では正確な文面の理解がどれほど重要かを示しているだけでなく、このような理解において常識と考える諸事実がいかに正確な文面の理解を阻害し得るかをよく示している。事実解例本は周到綿密に編纂されたものであるから、それ自体の論理を通じて文面を理解することが真っ先に行われなければならないだろう。最近このような認識のもとに解例本を新たに解釈し、理解しようとする関心が高まりつつあることはたいへん意味あることと言うべきである。

本稿では、特に精密に編纂された解例本の文面の文字一字でも落としてはならないという안병희安秉禧（2007: 76）の教えによって解例本に現れた言語、文字と関連する用語の用法を検討し、その正確な意味を考察することにする。このような用語の中には当時の「우리말urimal」（朝鮮語）を指す「國語、方言俚語、諺語」等は勿論、漢字語を指す「文」、基本的に文字を指す「字」、말mal（言葉）や말소리malsori（語音）と関連する「言、語、音、聲」等が含まれる。この中で「諺（語）」は우리말urimal（朝鮮語）を、「文」は漢字語を指すという事実のようにすでに広く知られていたり、明示的に明らかにされずとも研究者たちが共通して認識している諸事実もある。それにもかかわらず、この場でこれらの用語をひとところに集めて考察しようとするのは、まず各用語の間の関係が明確に提示されていない場合のあることが事実であるからであり、何よりも解例本編纂の目的と直接に関連した言語文字関連用語をひとところに集めることによって関連の研究に参考となり得るだろうからである。

## 2. 「国語」関連名称：諺（語）、國語、方言俚語

解例本には近頃の「国語」または「우리말urimal（朝鮮語）」ほどの意味で用いられた用語が見える。この中でもっとも広く知られているだけでなく、このような意味を通じて解例本の文面の理解を深めさせてくれるものがまさに「諺語」または「諺」である。その例を示せば次の如くである。

- (1) ア. 入s如諺語·吳os<吳服>爲衣 乙r如諺語:실<絲糸>爲絲之類 <終聲解>  
 ア'. 戎闇用於諺衣絲 <終聲解 說>  
 カ. 初聲二字三字合用並書 如諺語 ·舛sta<現𢂔ddang土地>爲地 ·舛bjag  
     <現𢂔jjag対のうちの片方>爲隻 ·𦵈bsguum<現𢂔ggeum隙>爲隙之類  
 … 各自並書 如諺語 ·舛hje<現𢂔hyeo舌>爲舌而 ·舛hhje<現舛kyeo引  
     いて>爲引… 中聲二字三字合用 如諺語 ·舛goa<株>爲琴柱 ·舛hoai  
     <現舛hwae松明>爲炬之類… 終聲二字三字 合用 如諺語 ·𦵈herg<現𢂔  
     heulg土>爲土 ·𦵈nags<現𢂔naggi釣り>爲釣 ·𦵈·𦵈dargs-bsdai<現  
     𢂔dalг鷄叫ddae時>爲酉時之類 …諺語平上去入 如· 활hoar<現𢂔hwal弓  
     >爲弓而其聲平 :돌dor<現돌dol>爲石而其聲上 ·갈gar<現칼kal刀>爲  
     刀而其聲去 ·분bud<現분bus筆>爲筆而其聲入之類 <合字解>  
 カ'. 諺之四聲何以辨 平聲則弓上則石 <合字解 說>

(1ア, カ)で「諺語」として挙げているものは‘吳os<現吳os服>, 실sir<現絲sil糸>, 𧕧sda<現𢂔ddang土地>, …’等の固有語だという点を確認し得る。(1ア')は(1ア)を要約整理した説の内容であり,(1カ')は(1カ)の「諺語平上去入」に対応する説の部分であるが、これらを比較してみると(1ア', カ')の「諺」は(1ア, カ)の「諺語」の要約であることが分かる。このように解例本では「諺語」や「諺」が固有語を指す言葉として用いられるが、これらは特に漢字または漢字語を指す「文」と対照されている(안명희安秉禧, 2007: 61)。

- (2) ア. 且半舌之乙r 當用於諺 而不可用於文 <終聲解>  
 ア'. 閻宜於諺不宜文 <終聲解 說>  
 カ. 六聲通乎文與諺 戎闇用於諺衣絲 <終聲解 說>  
 サ. 而文之入聲 與去聲相似 諺之入聲無定 或似平聲 如:길gid<現기둥gidung  
     柱>爲柱 ымnyeb<現𢂔yeop脇>爲脅 或似上聲 如:낟nad<現낟nad穀物  
     の粒>爲穀 :깁gib<現깁gib絹織物>爲繪 或似去聲 如:มองmod<現มอง釘  
     >爲釘 ·입ib<現입ib口>爲口之類 <合字解>  
 サ'. 語入無定亦加點文 之入則似去聲<合字解 說>

タ. 文與諺雜用 則有因字音而補以中終聲者 如孔子 | i魯入s:사呂sareum

<現孔子가gongjaga魯no사람saram孔子は魯の人>之類 <合字解>

終声のㄹは固有語でのみ用いられ、漢字音の表記では終声ㄹを書けないという事実を述べたのが(2ア)である。固有語の場合は「현der<現dar月>爲月，별byer<별byeol星>爲星」におけるように終声ㄹが用いられ得るが、漢字音表記では「별byed爲幣」のようにㄹ終声を書くことができず、ㄷで書くという事実<sup>1)</sup>を説明しているのである。ここでㄹは「諺」に用いられ、「文」には用い得ないと言っているから、「諺」は固有語、「文」は漢字語を指すという事実を知ることができる。まさにこの内容を要約したのが(2ア')である。(2カ)でもこのような「諺」と「文」の区分を確認し得る。(2カ)は終声 ‘ㄱg, ㆁŋ, ㄷd, ㄴn, ㅂb, ㅁm’ 等は「文」と「諺」にみな用い得るが、終声 ‘ㅅs, ㄹr’は「옷os<現옷os服>, 실sil<現실sil糸>」等のように「諺」にのみ用い得ることを説明したものである。従ってこここの「文」は漢字語、「諺」は固有語を指していることはつきりと知り得る。これと類似した「文」と「諺」の用法を見せるもう一つの例が(2サ)である。これは声調の表示方法を説明する時に、漢字音の入声は去声と似ているが、固有語の入声には平声、上声、去声等があることを説明している。ここでも固有語は「諺」、漢字語は「文」によって指しているのである。ただ(2サ)の「文之入聲與去聲相似諺之入聲無定...」に該当する訣である(2サ')では固有語が「語」と提示されていて注目される。一貫した用語の使用を考慮するならば、これは「諺」の誤字である可能性もあるが、解例本の構成の緻密さを考慮するならば、「諺語」の省略形である可能性の方が大きくなきかと思う。他方、(2タ)は「孔子 | i魯入s:사呂sareum<孔子は魯のひと>」のように固有語と漢字語をともに表記する時、先行の漢字音によって中声と終声を補充して書く方法を説明したものであり、ここでも「文」は「孔子、魯」等の漢字語、「諺」はこれによって書いた‘ | i<이iが>, ㅅs<ㅅs의>, 사呂sareum<사람saram人>’等の固有語を指す。

このように解例本で「諺語」または「諺」が固有語、「文」が漢字語を指す用語だったという事実を確認することによって<sup>2)</sup>、解例本で説明している対象が何であるかをはつきりと知ることもできるのである。

(3) ア. 初聲之ㄕ與ㄕ相似 於諺可以通用也 <合字解>

ア'. 捩欲於諺用相同 <合字解 訣>

カ. 且ㄕ聲淡而虛 不必用於終 而中聲可得成音也 <終聲解>

(3ア)は漢字音表記においてとは異なり、わが固有語の表記では初声のㄕと

◦’が同じで通用し合うという（結局◦’だけを用いるという）事実を説明したもので、この叙述が固有語表記にのみ適用されるものであるという事実を「諺」を通じてはっきりと知ることができる。この部分の訣である(3ア')でも同じである。ところで終声◦’が「淡而虛」であるので、終声で◦’を書かないという(3カ)の叙述では「諺」や「文」が提示されておらず、この叙述で対象としているものが固有語か漢字語かはっきりしない。これは안병희安秉禧(2007: 60~62)で正確に指摘しているように、ここで「諺」や「文」の規定なしに提示されたのは、この叙述が固有語は勿論、漢字音表記にも適用される規定だからである。解例本では「뒤dui<現叫ddi>爲茅, 노로noro<現노루noruノロジカ>爲獐」等におけるように固有語は言うまでもなく、漢字音表記でも「快剗koai」のように終声に◦’を表記していない。これは解例本編纂当時考案した漢字音の表記方式が後の東国正韻式漢字音の表記方式とは異なっていたことを語るものであり、(3カ)は固有語の表記は勿論、漢字音の表記にも適用される規定であるので、「諺」と「文」を区別して表さなかったのである。

以上を通じて解例本では漢字語を指す「文」と対照的にわれわれの固有語を指す用語で「諺語」または「諺」が用いられたことを知り得るのだが、解例本には「우리말urimal（朝鮮語）」ぐらいを指すものと見えるほかの表現も登場する。「國語」と「方言俚語」がそれである。

(4) ア. 半舌有輕重二音 然韻書字母唯一 且國語雖不分輕重 皆得成音 <合字解  
>

カ. ·一起 | 聲於國語無用<合字解>

(5) ア. 吾東方禮樂文章 侔擬華夏 但方言俚語 不與之同 <鄭麟趾序>

カ. 方言俚語萬不同 有聲無字書難通 <合字解 訣>

(4)の「國語」は「우리나라의 말urinara'eui mal（わが国の言葉）」ぐらいに解釈されるものである。こここの「國語」で「母国語」ほどの意味を求めるにくいだけでなく(장윤희張允熙, 2013: 59), 近代的概念としての「国語」の意味を求めるのは一層難しい。(4ア)で述べている「半舌軽音」と「半舌重音」の区分はわが固有語は勿論、当時のわが漢字音にも存在しなかったから、この叙述は前に考察した「諺(語)」は勿論「文」にも適用される説明なのである。また(4カ)で説明している· lie(ye), \_liw(yw)のような音と表記もまたわが固有語と漢字音にみな、即ち「諺(語)」と「文」にみな適用されるのである.\* 従って(4)の「國語」は訓民正音の表記の対象となる固有語と漢字語をすべて包括する用語であり、当時わが国で用いていた言葉をすべて指すものであることを知り得る。このように見

れば、訓民正音で表記しようとした対象が「諺(語)」と「文」を包括する「國語」だったという事実をまたしても確認し得るのである。

\*【訳者注】しかしながら訳者は‘*!ie(ye)*’を含む表記として‘*시|바라야 sia(sye)baraya*’（梵語śvāraya）（現 새 바라야 saebaraya）〔陀羅尼〕しか確認していない。시は梵語音śを表したもので、それが<sup>ヘイ</sup>seiと誤り伝えられ、現在ではさらに새saeとなったと思われる。

(5)は解例本で우리 말urimal（朝鮮語）を指す言葉として用いられた「方言俚語」の例である。こここの「方言俚語」の意味については장윤희張允熙(2015)で詳しく扱っているので、ここではその確信となる内容だけを要約して提示することにする。この時の「方言」は「조선 지방의 말Joseon jibangeui mal（朝鮮地方の言葉）, 동방의 말Dongbangeui mal（東方の言葉）」ほどの意味で、「우리 말urimal（朝鮮語）」ほどに解釈され得、「俚語」は文字化する時借字表記するしかなく、正常な学問の中に調和されづらかった우리 말urimal（朝鮮語）ほどの意味と解釈し得る。こう見ると、結局「方言俚語」は「우리 말urimal（朝鮮語）」ほどの意味と解釈し得ることとなる。特に우리 말urimal（朝鮮語）を「俚語」と呼ぶことは高麗時代以来ずっとあったことである。

以上の事実を総合すると、「俚語」と「諺(語)」は「우리 말urimal（朝鮮語）」またはわれわれの「固有語」ほどを指すという点でその意味が似ていると言えるが、その含意が同じなのではない。「俚語」は正常の学問で文字化し得ない言葉という否定的含蓄が含まれているが、「諺(語)」は先に考察したように、文字化し得る言葉を指す。訓民正音の創制を契機に우리 말urimal（朝鮮語）は「俚語」から「諺(語)」と呼ばれ得るようになったのである。

### 3. 言語単位関連名称：言，語，音，聲，韻，字

解例本が말소리malsori（語音）を表記するための文字である訓民正音についての解説書の性格を帶びているので、解例本に一般的な言語や文字を指す用語がたくさん発見されるのは自然なことである。次の「言，語」がちょうどそのような場合である。

(6) ア. 指遠言近牖民易 天授何曾智巧爲 <制字解 誣>

- カ. 兒童之言 邊野之語 或有之 當合二字而用 如기gie-기giu之類 <合字解>
- サ. 國之語音 異乎中國 與文字 不相流通 <例義>
- タ. 蓋外國之語 有其聲而無其字 <鄭麟趾 序>
- ナ. 至於言語之間 則不能達其萬一焉 <鄭麟趾 序>

元来「言」と「語」は『説文解字』の「直言曰言 論難曰語」として解釈されており、実際に『論語』「鄉黨」の「食不語 寢不言」におけるように用いられている事実を通して厳密にはその意味が互いに区別されるものであるという。「言」は「일방적인 말ilbangjeegin mal (一般的な言葉) , 독백dogbaig (独り言)」ほどの意味であり、「語」は「쌍방적인 대화ssangbangjeegin daehwa (双方的な対話)」ほどの意味で区別され得るというものである。しかし(6)で見るよう、解例本では「言」と「語」がそう厳密に区別されて用いられていないものと見られる。(6ア,カ)の「言」,(6サ,タ)の「語」,(6ナ)の「言語」はみな一般的な「언어eoneo (言語)」、「말mal (言葉)」ほどの意味で用いられただけである。

解例本で人間の「말소리malsori (語音)」を指す用語のうちまず注目されるのは、「正音」、「牙音, 舌音, 脣音, 齒音, 喉音」等で用いられた「音」と「初聲, 中聲, 終聲」、「平聲, 上聲, 去聲, 入聲」等の「聲」である。元來の字義では互いに似たこの2つの用語が<sup>3)</sup>解例本でははっきりと区別され用いられたものと見られる。まず「音」の用例から考察すれば、次の如くである。

(7) ア. 凡字必合而成音 <例義>

カ. 盖字韻之要 在於中聲 初終合而成音 <制字解>

カ'. 中聲者 居字韻之中 合初終而成音 <中聲解>

サ. 音因左點四聲分 一去二上無點平 <합자해 誌>

タ. 終聲比地陰之靜 字音於此止定焉 <制字解 誌>

タ'. 母字之音各有中 須就中聲尋關闡 <中聲解 誌>

(7') ア. 半舌有輕重二音 然韻書字母唯一 且國語雖不分輕重 皆得成音 <合字解>

カ. 象形而字倣古篆因 聲而音叶七調 <鄭麟趾 序>

(7)で「音」は「실제 발음되는 소리 단위silje baleumdoeneun sori danwi (実際に発音される音の単位)」即ち現代の「音節」と似た意味で用いられていることが分かる。(7ア)で初声字, 中声字, 終声字等が互いに合して初めて音の単位の表記が成され得ることを語っており,(7カ,カ')でも中声が初声や終声に合することによって「音」となり得るとしているから、これまた音節に近い意味で用いられたと言い得る。また左側の点、即ち傍点で四声を区別する単位は音節であるという点で(7サ)の「音」もまた音節の意味で用いられたことが分かる。他方(7タ)ではここの「字音」を「漢字音」と解釈してもいるが(강신항姜信沆, 2006: 150), そう見るのが困難な面がある。もしもここの「字音」を漢字音と見る場合は音節の音が終声によって決定されることが漢字音においてだけのことであると見なければならないという点から問題となるだけでなく、特にこの叙述が漢字音に

のみ適用されるのならば、2章で考察したように、ここに該当する<制字解>本文に「文」と表示されて叙述されていなければならないはずだが、そうでないからである。そうなれば、この時の「字」は「漢字」ならぬ「글자geulja (文字)」、特に音節文字としての글자geulja (文字) を指すものと（後述参照）、この「字音」は「음절자의 소리eumjeolja'eui sori (音節字の音)」ほどに解釈されると言える。(7タ')は「母字」をどう見るべきか問題となる部分だが、一般には강신항 姜信沆(2006: 157)におけるように「字母字」と見ている。しかし「字母」は「正音初聲 卽韻書之字母也<初聲解>」や「二十三字是爲母 萬聲生生皆自此<初聲解訣>」、「半舌有輕重二音 然韻書字母唯一<合字解>」におけるように聲母だけを指す伝統的な韻学の概念として用いられており、『訓蒙字會』「凡例」の「諺文字母」においてとは異なる認識を示しているという点で、「母字」を「字母字」と見るのは難しく見える。むしろ「字之音」における「字」や「音」の一般的な用法を考慮すれば（「字」の用法は後述参照）、「字之音」は「한 글자han'geulja(음절자eumjeolja)의eui 소리sori (ハングル字 (音節字) の音)」、すなわち「音節」と見なければならないようである。そうなれば、この部分の内容の脈絡を考慮する時、ここに「母字之音」は「모체가 되는 음절 소리mochega doeneun eumjeol sori (母体となる音節の音)」（음절 소리의 모체eumjeol sori'eui moche(音節の音の母体)）ほどの意味と解釈され得るであろう。<sup>4)</sup>

このように「音」自体が実際発音される単位、即ち音節字の意味を表示し得ることは漢字の「音」の本源的な意味に起因するものであると言える。『說文解字』の「音」についての解説が「聲也 生於心有節於外 謂之音」に見るように、人間の語音を指す「音」はすでにそれ自体が音節の意味を内包していたのである。従ってこのような「音」の用法は当時としては自然なものであると言えるのである。このように見る時、(7')の下線部の「音」もまた「홀로 발음되는 소리hollo baleumdoeneun sori (単独で発音される音)」（音節）の意味で解釈する方が合理的である。(7'ア)は朝鮮語では舌音が舌軽音と舌重音に区分されないが、舌音が「音節」の一部として「音節」を成し得るという意味で（「半舌有輕重二音」の「音」については後述参照），(7'カ)の「音」もまた訓民正音で表記して表す音（音節）単位の意味と解釈しなければならないのである。

このような「音」の用法はまたほかの用語「聲」の用法との対比を通してその相違点をはっきりと知り得るのである。まず「聲」は次に見るように、音響と音節をすべて包括する用法を見せている。

#### (8) ア. 物於兩間有形聲 元本無二理數通 <制字解 訣>

カ. 有天地自然之聲 則必有天地自然之文... 雖風聲鶴唳鷄鳴狗吠 皆可得而書矣 <鄭麟趾 序>

(9) ア. 夫人之有聲本於五行 <制字解>

カ. 所以古人因聲制字 以通萬物之情 以載三才之道 而後世不能易也 然四

方風土區別 聲氣亦隨而異焉 <鄭麟趾 序>

サ. 二十三字是爲母 萬聲生生皆自此 <初聲解 訣>

タ. 方言俚語萬不同 有聲無字書難通 <合字解 訣>

ナ. 喉乃出聲之門 舌乃辨聲之管 <制字解>

(8)の「聲」は世に存在する万物の音、即ち「音響」などを指す。その具体的な例として提示されたのが(8カ)の「風聲」と「鶴唳鷄鳴狗吠」（即ち「鶴唳聲」、「鷄鳴聲」、「狗吠聲」）なのである。万物の声sori（音）のうち人間の소리sori（声）も「聲」と指示したことを(9)を通して知ることができる。ここで「聲」は先の(7)の「音」とは異なり「실제 발음되는 소리 단위silje baleumdoeneun sori danwi(実際に発音される音の単位)（音節）」を指してはいない。ここの「聲」は子音でもあり得、母音でもあり得、音節でもあり得る。(9ア)で「五行」に合う「聲」は初声、中声にすべて該当する事実であり、(9カ)で「古人」が「因聲制字」したと言った時の「聲」は聲母と韻母をすべて包括するものである。他もまた同じである。以上を通して「聲」は万物の소리sori（声、音）は勿論、そのうちの人間の소리sori（音）まですべてを指していることが分かるのである。

このようなわけで解例本で具体的な子音や母音の소리sori（音）、その特性等と関連した文脈では「音」ならぬ「聲」が用いられたのである。

(10) ア. ㄱ牙音 如君字初發聲 <御製序文>

カ. ㅋ比ㄱ 聲出稍厲故加畫... ᅕ而ㆁ? ㆁ?而ㆁh 其因聲加畫之義皆同  
而唯 ᅕ爲異 <制字解>

サ. 又以聲音清濁而言之... ㄴㅁㅇㅁ, 其聲最不厲 故次序雖在於後  
而象形制字則爲之始 <制字解>

サ'. 盖以ㆁ聲深不爲之癡 ㆁh比ㆁ聲淺 故癡而爲全濁也 <制字解>

タ. 唯牙之ㆁ，雖舌根閉喉聲氣出鼻 而其聲與ㆁ相似 <制字解>

ナ. 若用ㄹ爲歛之終 則其聲舒緩 不爲入也 <終聲解>

ハ. ·ㆁ舌縮而聲深 <制字解>

マ. ㅣ於深淺闡闢之聲 並能相隨者 以其舌展聲淺而便於開口也 <中聲解>

(10ア～ナ)は子音、(10ハ～マ)は母音の소리sori（音）について説明する文脈で「聲」が用いられた例である。ここでは「ㄱ」や「ㅋ」、「ㆁ」や「ㆁ」、「ㄹ」等の具体的な子音、「·ㆁ」や「·ㆁ」、「ㆁ」、「ㆁ」、「ㆁ」、「ㆁ」等の母音の소리sori（音）がどうなのかと、その소리sori（音）の調音方法や音声

学的特性を「聲」と説明している。また個別的な子音や母音を指す時にも次のように「聲」を用いた。

(11) ア. 唯有欲聲所當處 中聲成音亦可通 <終聲解 誣>

カ. 五音緩急各自對 君聲迺是業之促 <終聲解 誣>

サ. 斗警聲緩爲那彌 穢欲亦對戌與挹 <終聲解 說>

タ. ·a一起 | i聲於國語無用 <合字解>

ナ. 君快蚪業其聲 牙 舌聲斗吞及覃那 <初聲解 說>

ハ. 六聲通乎文與諺戌 閏用於諺衣絲 <終聲解 說>

マ. ·a之貫於八聲者 猶陽之統陰而周流萬物也 <制字解>

(11ア)は終声の位置に初声「o」を用いない中声だけでも音節を成し得るという内容であり、こここの「欲聲」は「o」を指すものである。同じく(11カ)の「君聲」は今「ㄱg」を指すのである。いろいろな子音や母音を合わせる場合を示しているのが(11サ～マ)である。(11サ)の「斗警聲」は「斗聲」と「警聲」を合したものであり、各々「ㄷd」と「ㅌb」を指すものであり、(11タ)の「·a一起 | i聲」は、「·a起 | i聲」即ち「[ie(ya)]」と「-i起 | i聲」即ち「\_-i(iw(yw))」を合したものであり、(11ナ)の「君快蚪業其聲」は「君聲」、「快聲」、「蚪聲」、「業聲」即ち子音「ㄱg」、「ㅋk」、「ㅌgg」、「ㆁŋ」等を合して指すものである。これらのように具体的な소리sori (音) を明示しなくても(11ハ)におけるように「六聲」として子音「ㄱg, ㆁŋ, ㄷd, ㄴn, ㅌb, ㅁm」を、(11マ)の「八聲」のように母音「ㅏo, ㅓa, ㅜu, ㅓe, ㅕyo, ㅑya, ㅠyu, ㅕyə」を合して示したりした。

このように解例本で「音」が実際発音される単位としての소리sori (音)，即ち音節に近い概念として用いられ、「聲」が個別的な子音や母音，または特定の소리sori (音) の音声的特徴を指す用語として用いられた事実を通して解例本における用語が現れた理由をある程度推測し得る。まず音節3分の結果が「初音，中音，終音」ならぬ「初聲，中聲，終聲」となった理由を知り得る。「音」では「初聲」と「終聲」を指し得なかつたのである。また四聲即ち「平聲，上聲，去聲，入聲」の名称で「音」ならぬ「聲」が用いられた理由も、「聲有緩急之殊 故平上去其終聲不類入聲之促急<終聲解>」に見るように各声調の実際の特性を考慮したものであるからであるとし得るのである。<sup>5)</sup>こう見ると、「五音」即ち「牙音，舌音，脣音，齒音，喉音」等の名称は一般的な「音」の用法とは違ひがあるので、問題となる。これらは子音であるのに「音」を用いているからである。解例本でこれらの名称以外には「실제 발음되는 단위로서의 소리silje baleumdoeneun danwiroseo'eui sor (実際の単位としての音)」以外の意味で用いられた「音」を

探し出すことができないが、これらの名称は広く知られたように、中国韻学の影響だったことに間違いないものと思われる。実際に象形による制字が基本的に韻学における五音の区分に立脚したものであるから、韻学における五音の区分は訓民正音に絶対的な影響を及ぼした。その決定的な結果の一つが五音の名称の受容であると見ることができる。<sup>6)</sup> このような事実は端的に「半舌有輕重二音然韻書字母唯一 且國語雖不分輕重 皆得成音<合字解>」を通じても知り得るのだが、国語にはない「舌重音」と「舌輕音」の区分及び名称まで中国韻学のものをそのまま用いているのである。

ところで「音」と「聲」のもう一つの用法上の違いも見られる。「音」が「실제 발음되는 단위 silje baleumdoeneun danwi (実際発音される単位)」としての 소리 sori (音節) の意味で用いられた (7) で指すその 소리 sori (音) は具体的な 말소리 malsori (語音) ではなく抽象的な 소리 sori (音) である。これに比して「聲」は (9) におけるように具体的ならぬ抽象的な 말소리 malsori (語音) を指したりもするが、(10) と (11) におけるように具体的な 말소리 malsori (語音) を指したりもする。このような理由でからか「音」が異なる漢字と結合して複合語として用いられる場合には抽象的な 말소리 malsori (語音) を指す言葉として用いられる。

(12) ア. 故人之聲音 皆有陰陽之理 顧人不察耳 今正音之作 初非智營而力索 但因其聲音而極其理而已 <制字解>

カ. 正音初聲 卽韻書之字母也 聲音由此而生 故曰母 <初聲解>

サ. 又以聲音清濁而言之 ㄱ g ㄷ d ㅂ b ㅈ j ㅅ s ㅎ h 爲全清 ㅋ k ㅌ t ㅍ p ㅊ c ㅊ h 爲次清... <制字解>

(13) 國之語音 異乎中國 <御製序>

(14) 文與諺雜用則有因字音而補以中終聲者，如孔子 | i 魯入 s: 사<sup>呂</sup> sarem <孔子は魯の人>之類。<合字解>

(12) は「聲音」の場合であるが、これはすべて具体的な 말소리 malsori (語音) ならぬ抽象的な 말소리 malsori (語音) を指す。この時の「聲」は (9) で用いられた「聲」のような性格のものであると言える。(13) の「語音」もまた 말소리 malsori (語音) を指す。(14) の「字音」は「孔子 | i 魯入 s: 사<sup>呂</sup> sarem <孔子は魯の人>」によって具体的な 소리 sori (音) と見やすいが、これは抽象的かつ包括的な「字音」の一つの例として提示されただけである。こう見る時、「訓民正音」、「正音」もまたこのような「音」の用法が反映したものと言えよう。

この他に解例本では現代の音節に該当する用語として「字韻」が用いられもしている。

(15) ア. 盖字韻之要 在於中聲 初終合而成音 <制字解>

カ. 中聲者 居字韻之中 合初終而成音 <中聲解>

サ. 終聲者 承初中而成字韻 <終聲解>.

(15') 字韻則清濁之能辨 樂歌則律呂之克諧 <鄭麟趾序>

「字韻」は元来 (15')におけるように漢字の소리sori (音), 即ち漢字音を指すものである。このようなわけで (15)の「字韻」についても漢字音と解釈もされるが、これは漢字音だけでなく固有語の音節字の소리sori (音)まで含むものである。解例本では漢字音であれ固有語の音節であれ、初声, 中声, 終声の結合として1つの音節字を表記するようにしたので、この時の「字」を「漢字」に限ることができる。

ここで解例本に見える「字」の用法を観察する必要がありそうである。元来「字」は「形聲相益」である漢字を指したものであるが(注2参照), 一般にはすべての「漢字」を含めて指す言葉として用いられた。従って一般的な文字の意味で「字」が用いられ得たのは勿論、個別の漢字一つ一つを「字」とも指示し得た。しかし訓民正音が基本的に音節字である漢字とは異なり初声字, 中声字が区別される文字体系だったので、これら初声字, 中声字の各々의 글자geulja (文字), 即ち現代的概念の字母<sup>7)</sup>もまた「字」と指示し得ることとなったが、まさにこのような3つの用法の「字」が解例本ですべて発見される。その代表的な例をあげれば、次の如くである。

(16) ア. 方言俚語萬不同 有聲無字書難通 <合字解 訣>

カ. 蓋外國之語, 有其聲而無其字. <鄭麟趾序>

サ. 假中國之字以通其用, 是猶枘鑿之鉏鋸也, 豈能達而無礙乎. <鄭麟趾序>

サ'. 然皆假字而用, 或濛或窒. <鄭麟趾序>

(16') 君字<例義>, 卽字<終聲解 訣>, 卽字<終聲解>, 業字<合字解> ...

(17) ア. 凡字必合而成音 <例義>

カ. 正音二十八字 各象其形而制之 <制字解>

サ. 所以 o, e, n, m, o, ŋ, r, ɿ, z 六字爲平上去聲之終 <終聲解>

タ. 猶 ·a, -a, i, -i, u, -u 三字爲八聲之首 而 ·a 又爲三字之冠也 <制字解>

タ'. 二字合用者 トo與 トa同出於 ·a 故合而爲トoa <中聲解>

ナ. 不清不濁之字 其聲不厲 故用於終則宜於平上去 <終聲解>

(18) ア. 初中終三聲 合而成字 <合字解>

カ. 凡字之左 加一點爲去聲 二點爲上聲 無點爲平聲 <合字解>

サ. 以初中終合成之字言之 亦有動靜互根陰陽交變之義焉 <制字解>

タ. 終聲比地陰之靜 字音於此止定焉 <制字解 訣>條)

(16ア)は一般的な「文字」の意味で「字」が用いられた例である。ここで注目されるのは<鄭麟趾序>で漢字を(16サ)の「中國之字」で明示していながら(16サ')におけるように「字」だけでもこれを示しているという点である。(16')は個別の漢字を「字」と指した場合であり、この時の「字」は基本的に「音節字」の意味である。これに比して訓民正音の初声字、中声字即ち現代的概念としての「字母」の意味で用いられた「字」の例が(17)である。このような「字」の用法は基本的に訓民正音が音素文字であるために現れた新しい用法と言い得る。またこれら字母を結合して実際発音される소리sori(音)の単位である音節を表す글자geulja(音節字)もまた「字」と指している例を(18)で見ることができる。この「字」は基本的に「音節字」の意味で解釈されるものいであり、(16')の「字」のような認識が反映されている。「字」が「字母」の意味の他に「音節字」の意味でも用い得たのは訓民正音で漢字音を表記の対象とする時に現れた自然の結果と言うべきである。

#### 4. 結論

今までわれわれは解例本で言語と関連した概念を指す諸名称の用法を考察した。この中では広く知られている事実もあるが、より精密に意味を把握しないでいた用法も存在することを知り得た。本論で考察した内容は次の如くである。

解例本では「文」は漢字や漢字語の表記に該当するものであることを、「諺」または「諺語」は固有語表記に該当するものであることを明らかにしている。このような事実は解例本の叙述が漢字音の表記についてのものか、固有語表記についてのものであるかを確実に知り得るようにしてくれる役割を果たす。また解例本では朝鮮(地方)の言葉、われわれの言葉などの意味を表示する「國語」、「方言俚語」等も見えるのだが、訓民正音の創制によって우리말urimal(朝鮮語)を文字で表記し得ることとなると同時に、우리말urimal(朝鮮語)を指す用語が「俚語」から「諺語」によって呼ばれるようになった。解例本で言語の単位を呼ぶ言葉としてはまず一般的な言葉を指す「言」、「語」、「言語」等があった。말소리malsori(語音)を指す用語としては「音」と「聲」、「韻」等があるが、「音」は実際発音される単位として의 말소리malsori(語音)の意味で音節であると同時に抽象的な말소리malsori(語音)を指すのに比して、「聲」は抽象的な소리sori(音)は勿論、子音、母音、特定の소리sori(音)の特性等具体的な말소리malsori(語音)、即ち現代の音声に近い말소리malsori(語音)を指す。このほかに音節字の소리sori(音)、即ち音節を指す言葉として「字韻」が用いられ

た。基本的に一般的な文字は勿論個別の漢字の各々を表示し得た「字」は音節字は勿論、訓民正音の文字論的特性によって現代の字母に該当する낱글자natgeulja(個々の文字)を指す言葉としても用いられた。

このように言語単位を指す諸用語の用法を確認することによって特に「母字之音」、「字音」、「字韻」等の場合については今までとは異なる解釈がなされる必要があることを確認し得た。解例本の文面についての綿密な検討を通じて正確な理解が可能であり得ることを確認したことになる。いくらにもならない分量であり、常識のように受け入れられる解例本であるが、常識から脱して文面に忠実かつ精密に読まなければならない必要がまさにここにあるのである。

### 【注】

\* この論文の初稿は2018年1月4日~6日エジプト・カイロのAin Shams大学で訓民正音学会とAin Shams大学が共同で開催した SCRIPTA 2017 in Egyptで発表したものである。

- 1) 広く知られるように、解例本で ㄷdで表記するようにした漢字音終声表記が『東國正韻』では所謂「以影補來」表記、即ち ㅌr?で、『洪武正韻譯訓』では再び ㄷdで現れる。
- 2) 解例本で「文」が漢字や漢字語ではなく、一般的な「文字」の意味で用いられた場合が一度見える。「有天地自然之聲 則必有天地自然之文 <鄭麟趾序>」がそれである。このような「文字」の意味で「蓋外國之語 有其聲而無其字 <鄭麟趾序>」で見るよう「字」が用いられてもいた。『說文解字』によれば、「依類象形」のものが「文」であり、「形聲相益」のものが「字」として区別されるものだが、この当時これらを厳密に区別しなかったことを知ることができる。一方「文」と密接な「文字」が <御製序文>で「漢字」を意味する言葉として使われたこともあったが(國之語音 異乎中國 與文字 不相流通)，このような用法は解例本のほかには實錄にも見えない。「凡于文字及本國俚語皆可得而書 <世宗實錄25年(1443)12月 庚戌條>」の「文字」がそうだが、厳密に言えば、この時の「文字」は漢字音を指す。
- 3) 『說文解字』では「聲」の意味を「音也」と提示している。
- 4) 勿論この「母」が「每」の誤字である可能性も完全に排除することはできない。
- 5) 四聲の名称は韻学の伝統によつたものである可能性が高い。しかし伝統的な「平聲、上聲、去聲、入聲」の名称が朝鮮語を表記した訓民正音の解説にそのまま受容されたのは、このような名称と「聲」についての認識が乖離していないかったためであつただろう。
- 6) 解例本では <制字解>に声母の区分の「五音」ではない韻律としての「五音」

が一度現れたりする。「故合諸四時而不悖 叶之五音而不戾 <制字解>」がそれだが、これまた樂學の用語をそのまま持ってきたものである。

- 7) このような意味で「字母」が用いられたのは崔世珍の『訓蒙字會』からである。

(菅野裕臣訳)

## 参考文献

- 강신항(2006), 『(수정증보)훈민정음연구』, 성균관대출판부.
- 박창원(2005), 『훈민정음』, 신구문화사.
- 백두현(2004), 우리말(한국어) 명칭의 역사적 변천과 민족어 의식의 발달, 『인문과학연구』 28, 언어과학회, 115~140.
- 안병희(1992), 『국어사 연구』, 문학과지성사.
- 안병희(2007), 훈민정음연구, 서울대출판부.
- 이병기(2016), 안병희 선생의 훈민정음 연구, 한국어문교육연구회 제208회 전국학술대회 발표논문집, 101~116.
- 이현희(2003), 훈민정음 연구사, 한국의 문자와 문자연구, 집문당, 593~626.
- 장윤희(2013), 근대 이행기 한국에서의 자국어 인식, 한국학연구 30, 인하대 한국학연구소, 49~92.
- 장윤희(2015), 자국어를 가리키는 ‘俚語’와 차자 표기의 관련성, 『한국학연구』 37, 인하대 한국학연구소, 379~409.
- 정승철(2011), ‘방언’의 개념사, 『방언학』 13, 한국방언학회, 61~84.